

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(三) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種別	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5					
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	7					
	差引取得価額 (6)-(7)	8					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9					
	期末現在の積立金の額	10					
	積立金の期中取崩額	11					
	差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△
	損金に計上した当期償却額	13					
	前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外
	合 計 (12)+(13)+(14)	15					
	鉱山の命数	16	年		年		年
	当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17					
	同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン	
	経済的採掘可能数量	19					
	当期産出鉱量	20					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21		円		円	
	残存価額	22					
	差引取得価額×5% (8)× $\frac{5}{100}$	23					
	(15) > (22) の場合 旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)-(21) 鉱量1トン当たり償却金額 (18)又は(19)のうち少ないトン数 算出償却額 (22)×(24)又は(15)-(22)	24					
	(15) ≤ (22) の場合 算出償却額 (15)×(24)	25					
	平成19年4月1日以後取得分 生産高比例法の償却 鉱量1トン (18)又は(19) 算出 (20)×(25)	26					
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	30						
特別償却限度額	31		条 項		条 項		条 項
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
特別償却不足額 (30)+(32)+(33)	34						
当期償却額	35						
差引償却不足額 (34)-(35)	36						
償却超過額	37						
前期から	38	外		外		外	
当期償却不足額	39						
当期償却超過額	40						
積立金取崩しによるもの	41						
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	42						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	43						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44						
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	45						
繰越額の 翌期への	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40)-(39)と(32)のうち少ない金額	47						
備考							

P83~86参照

P86参照